

令和7年度 四日市市立大池中学校部活動指導方針

1 部活動に関する基本的な考え方

(1) 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものである。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっている。

(2) 部活動の位置づけ

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

(3) 学校教育目標

《教育目標》

『心豊かでたくましい実践力のある生徒を育てる』

《目指す生徒像(校訓)》

「健康で教養の高い」

「勤労を尊び責任を重んじる」

「和衷協同し礼儀正しい」



(4) 部活動目標・活動方針

《部活動目標・ねらい》

- ・生徒自らが主体となり部活動に取り組むことによって、生徒が生涯にわたってスポーツや文化科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質や能力を育む。
- ・異年齢集団の中で一つの目標を共有し、互いのつながりの中から生まれる充実感や達成感を味わう。

《活動方針》

- ①心身の成長過程にある生徒が体力を向上させ、スポーツ・文化・芸術・科学等における技能の向上に努める。
- ②心身の調和のとれた発達を図り、他者と協働的に活動する態度を養う。
- ③部活動を行う集団の一員として、自ら考え行動する主体的で実践的な態度を養う。
- ④各部の指導計画、指導方針に基づいて、安全かつ適切な方法と時間で活動する。

2 具体的な指導

(1) 部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。

① 年間活動計画の作成

- ・年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出し、生徒・保護者への提示は4月中に行う。
- ・参加する大会やコンクール等は、教育的意義や生徒及び部活動顧問の負担の観点から、年間を通して精査し、参加することとする。

② 月間活動計画の作成

- ・年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、校長に提出して承認を受け、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行う。

(2) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を考慮し、以下の通りとする。

【休養日】 1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は毎週月曜日とし、もう1日は土日（及び休日）のいずれかとする。

- ① 平日の休養日について
 - ・基本的に月曜日を休養日とする。
 - ・ただしその週において部活なしの日が連続する場合は、月曜日の休養日を他の曜日に振替ることを可とする。
- ② 土日の休養日について
 - ・土日のどちらか1日は休養日とする。
 - ・ただし大会やコンクール等の前週の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日を設けること。
 - ・3日以上の休日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。
- ③ 長期休業中の休養日について
 - ・1週間のうち、2日を休養日とする。

【活動時間】

- ① 平日の活動時間について
 - ・放課後の練習は、2時間以内とする。
- ② 平日朝の活動時間について

日中の活動の中で熱中症の恐れがある場合は、7:30～8:10に顧問の付き添いのもと、朝練習をすることができる。その場合、その日の放課後の部活動は行えない。

※教務から提案される月別行事表で部活動なしの日は、部活動を行わない。

※校門を開けられる時刻は、7:15以降、校舎に入れる時刻は7:20以降とする。

※生徒や家庭の過重負担にならないように十分配慮する。
- ③ 週休日及び休日（長期休業期間を含む）の活動時間について
 - ・3時間以内とする。
 - ・活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が3時間を大幅に超える場合は、校長の承認を得ること。ただし、実施においては生徒及び教員の健康面に十分配慮すること。

（3）事故防止と安全管理

- ① 適切な休憩時間の設定

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努める。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設ける。
- ② 活動スペースの確保

活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないよう、指導を徹底する。
- ③ 施設・用具等の点検

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施する。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施する。
- ④ 事故発生の場合

万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取る。

(4) 保護者・地域との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得るようにする。
- ② 部活動の様子を部活動便り等で有効活用し、保護者に発信し、理解を得る工夫をする。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得るようにする。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行う。
- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により事情を説明する。
- ⑥ 活動中の怪我については、家庭訪問等により事情を説明する。
- ⑦ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努める。

(5) 合同チームの取り組み

- ① 自校だけでチームとして、対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、校長の承認を得ることとする。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得ることとする。
- ③ 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得るよう努めること。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認することとする。
- ⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意すること。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応を取ることとする。

3 その他の規定

(1) 設置部活動

・運動系部活動 15、文化系部活動 3 の計 18 部をおく。

【運動系部活】野球部、ソフトボール部女子、サッカー部、卓球部男・女、硬式テニス部男・女、バスケットボール部男・女、バレーボール部男・女、剣道部男・女、柔道部男・女

【文化系部活】家庭部、美術部、パソコン部 ※ボランティア部(特支のみ)

【その他】 校外活動部

(2) 設置基準

・運動部の成立条件は、チームとしての試合成立人数を満たしている場合とする。条件を満たさなかつた場合、職員会議で検討する。(現在設置している部について)

(3) 入部と退部および転部

・入部希望者は、保護者の承認の下に入部届を提出し、顧問の了解を得る。基本的に 3 年間その部で活動することが望ましい。年度途中で退部、転部するときには、担任と顧問に必要な手続きをとる。

・校外活動部としての活動

陸上競技や水泳などの社会体育活動に所属し、定期的な活動を行なっており、保護者・本人の希望により、中体連へ大池中学校として参加希望を持つ生徒は校外活動部への入部とする。

(4) 顧問

- ・原則全教員がいずれかの部の顧問を担当する。
- ・外部指導者については、該当部活動顧問は、校長の許可のもとで、職員会議に提案して承認を得るものとする。
- ・大会の引率については、主幹教諭、文化部顧問を中心に、全教職員で協力して対応する。

(5) 経費

- ・部活動予算を計画的に支出し、適切な予算管理を行う。
- ・生徒の大会参加にかかる旅費や参加費、ユニフォームの購入等については別途規定する。

(6) 練習時間

- ・月別完全下校時間の一覧表

期間	終了時間	完全下校時間
4月	17:15	17:30
5月～7月(1学期)	17:15	17:30
夏季休業期間	16:30	16:45
9月	17:15	17:30
10月～新人大会終了	16:45	17:00
新人大会後～1月	16:30	16:45
2月	16:45	17:00
3月～	17:00	17:15

令和8年度の夏以降は地域移行のため、部活動の時間は16:35ごろ終了で統一される予定です。

定期テストの期間は、1週間前からテスト終了までの間は活動を原則として行わない。但し、大会などでテスト期間中に活動をする必要がある場合は、人数・時間・内容について精選した上で、提案し協議の上で活動を認める。

(7) 活動場所

- ・各活動の活動場所は下記のとおりとする。

グラウンド	野球部、ソフトボール部女子、サッカーユニット
テニスコート	硬式テニス部男女
体育館	バスケットボール部男・女、バレー部男・女、卓球部男・女
武道場	剣道部男・女、柔道部男・女
被服室	家庭部
美術室	美術部
パソコン室	パソコン部

- ・体育館使用ローテーション

バスケットボール部男・女、バレー部男・女、卓球部男・女の6部活で、前月に調整し決定する。

(8) 対外試合

- ・生徒への配慮とともに、保護者の負担も考慮し、年間を通して参加する大会や対外試合を精選し、

計画的に参加する。

- ・部活動顧問による自家用車等で生徒を送迎することは一切認めない。
- ・宿泊を伴う合宿を行う場合は、校長の許可を得るとともに、市教育委員会に「宿泊行事実施届」を提出する。

4 部活動の廃部について

1. 運動部

(1) 部活動の成立人数について

ア：団体競技

本校単独で公式戦に出場できる部員数がいる。

イ：個人競技

個人戦のある剣道、柔道、テニス、卓球については、団体戦に出場できる部員数がいる。

(2) 募集停止の判断基準について

ア：団体競技

本校単独では部員数が不足し、他校と合同チームで公式戦に出場しなければならず、本校生徒がチーム編成の過半数を下回った場合は、次年度より部員の募集を停止する。

(※印参照)

入部している生徒が卒業(引退)するまで合同チームとしての活動は認めるが、その後、廃部とする。

※ 県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規程の、2「合同チーム編成条件」
バレーボール(6→4)、バスケットボール(5→3)、ソフトボール(9→5)、
軟式野球(9→5)、サッカー(11→6)

イ：個人競技

団体戦に出場できる部員数に満たない場合は次年度より部員の募集を停止する。

入部生徒が卒業（引退）するまで個人戦への出場は認めるが、その後、廃部とする。

2. 文化部

(1) 美術部、家庭部、パソコン部

各部の部員数の状況により統廃合について検討する。

入部生徒が卒業するまで活動は認めるが、その後、廃部とする。

(2) 《8組ボランティア部》

8組生徒の活動の場として統廃合に係る協議はしない。

(3) 《校外活動部》

一部の競技において、引率顧問が必要となる場合があるため配置継続は必要となる。

(※陸上・水泳・バドミントン・体操)